

2007年12月17日
日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子事務所
TEL. 866-9559

近藤県議に対する辞職勧告決議を求める請願を三度継続審査とした 自民党に強く抗議する（柳下議員の談話）

本日開かれた県議会総務危機管理防災委員会で、自民党は先の6月及び9月定例会で二度継続審査となっていた「県議会の名において近藤善則県議の辞職を勧告する決議を行うことについて」の請願を三度継続審査とした。わが党は自民党のとった態度に強く抗議するものである。

自民党は委員会審議の中で、近藤県議が東京高裁の判決を不服として最高裁に上告していること、市民の代表として選ばれており本人の意向を尊重すべきという二つの理由を挙げて「継続審査」を主張しているが、政治家としての資格にかかわる事柄で疑惑を持たれた政治家が、県民に対して十分な釈明ができなければ、自ら責任をとって辞職するのは当然のことである。このことは、刑事責任が明確になるかどうかとは別次元の政治家としての政治的道義的責任に関わる問題である。

本県議会が議長選汚職事件への反省から、1994年に県議会議員の「政治倫理綱領」並びに「政治倫理規程」を制定したのも、「県民から県政に関する権能を信託された代表として、高い倫理的義務に徹し、政治不信を招く公私混濁を断ち、清廉を維持し、かりそめにも県民の非難を受けないよう政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努める」（同綱領）ことを県民に誓ったからに他ならない。

自民党が近藤議員をかばい続けることは、自ら決めた「政治倫理綱領」並びに「政治倫理規定」を事実上反故にし、県議会に対する県民の信頼回復に背を向ける行為と言わなければならない。

わが党は、近藤議員に対する辞職勧告決議を求める有権者の声に応えて、今定例会において請願の採択と辞職勧告決議を挙げるため自民党が従来態度を改めるよう強く求めるものである。

以上